

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 年 月 日

申請者 フリガナ マツモトコウギョウカブシキガイシャ
氏名又は名称 松本工業株式会社

住所 奈良市西大寺新町一丁目1-15

代表者氏名 ダイヒヨウトリシマリヤク マツモト シュウジ
代表取締役 松本 修志

電話番号 0742-55-8672

FAX番号 0742-77-7025

メールアドレス shuji517smk@gmail.com

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 4 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者	✓	16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者	✓	10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者	✓	11	葛城市 上下水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

令和 年 月 日

届出者

氏名又は名称 松本工業株式会社
住 所 奈良市西大寺新町一丁目1-15

代表者 氏名 代表取締役 松本 修志

水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	マツモトコウギョウカブシキガイシャ 松本工業株式会社		
住 所	奈良県奈良市西大寺新町一丁目1-15		
フリガナ 代表者の氏名	マツモト シュウジ 代表取締役 松本 修志		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
住所 (事業所および事業者)	奈良市東登美ヶ丘 4丁目19番1号	奈良市西大寺新町 一丁目1-15	令和3年 月 日
電話番号	0742-45-9988	0742-55-8672	令和3年 月 日
FAX番号	0742-31-8185	0742-77-7025	令和3年 月 日
役員の氏名の変更		代表取締役 松本 修志 取締役 松本 敦子 取締役 松本 ひろみ	

(備考) この用紙の大きさは、A4列4番とすること。

様式第2（水道法施行規則第18条及び第34条関係）

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからヘまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 年 月 日

申請者

氏名又は名称

松本工業株式会社

住 所

〒631-0815

代表者 氏名

奈良県奈良市西大寺新町1丁目1-15

代表取締役 松本修志



水道事業者 殿

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

履歴事項全部証明書

奈良市西大寺新町一丁目 1-15
松本工業株式会社

会社法人等番号	1500-01-008074	
商 号	松本工業株式会社	
本 店	<u>奈良市東登美ヶ丘四丁目 19 番 1 号</u>	
	・奈良市西大寺新町一丁目 1-15	令和 3 年 11 月 1 日移転

		令和 3 年 11 月 4 日登記
公告をする方法	官報に掲載しております。	
会社成立の年月日	平成 19 年 10 月 31 日	
目的	1. 管工事業 2. 管継手、バルブ、その他配管用品およびこれらの組立品の販売 3. 上下水道の設計、施工 4. 建築工事の請負および設計 5. 建設コンサルタント業 6. 土木工事業 7. 建設工事に関する安全機器の販売 8. 型枠大工工事業 9. 補装工事業 10. 外構工事請負業 11. 造園工事業 12. 建設技術のノウハウ、パテントの売買及び賃貸借 13. 測量業 14. しゅんせつ工事業 15. 防水工事業 16. 不動産賃貸業 17. 不動産管理業 18. 電気照明器具、ガス器具、冷暖房設備機器、換気装置器具、給排水設備器具、給湯設備器、消化設備器具、便器、厨房器具の販売及び設備工事の請負 19. 建築物の各種空間および各種商品構成のカラーコーディネート業務 20. 住宅の増改築、建替えおよび住宅リフォーム 21. 建築の材料、室内装飾品、家具照明器具、厨房器具、装身具の輸出入及び販売 22. 輸入家具、輸入インテリア、輸入子ども服、小物の販売 23. ガス・水道用器具用品販売 24. 净水処理及び空気の清浄に関する機械装置及び器具の販売 25. 洗面台、浴槽、トイレ、流し台等の住宅用水周り設備機器の販売 26. 洗浄剤、消臭剤、除菌剤、防カビ剤、磨用剤の販売 27. 鉄、スクラップの販売	

	28. 非鉄金属スクラップの販売 29. 宅地建物取引業 30. 工業所有権、コンピューター技術ノウハウ、コンピューター技術その他ソフトウェアの取得、企画及び販売業 31. 古物の売買業 32. 金銭の清算業務及び集金の代行業務 33. 生命保険加入見込者の紹介業務 34. 電話対応代行業務 35. 秘書、通訳、経理事務処理、コンピューターシステムの操作、技術・事務業務処理の請負 36. 介護保険法による居宅介護支援事業 37. 福祉住環境コーディネート業務 38. インターネットのホームページの企画、立案 39. インターネットを利用した各種情報提供サービス 40. クリスマスカード、年賀状、その他挨拶状、名刺の製作、販売 41. 広告、宣伝、印刷及びその企画業務並びに指導 42. コピー利用サービス業 43. 書籍、印刷物の企画、製作及び出版並びに販売 44. ログハウスの建築、販売 45. インターネット上のショッピングモールの開設 46. ハーブを原料とした健康食品の販売 47. ミネラルウォーター・ビタミン類の補助食品の輸入及び販売 48. フランチャイズチェーンシステムによるドラッグストアー、コンビニエンスストアーの経営 49. 化粧品の販売 50. 清涼飲料水、酒類の販売 51. 飲食店の経営 52. 光触媒を利用した環境衛生用製品の販売、及び施工の代理店業 53. 物品購入、住宅営繕、引越、家事手伝いの受託業務 54. 機械の修理業 55. 錠前の修理交換 56. 料理、洗濯、買い物等の家事一般代行 57. 前各号に付帯する一切の業務
発行可能株式総数	200株
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 40株
資本金の額	金200万円
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式の譲渡又は取得については、株主又は取得者は株主総会の承認を受けなければならない。

奈良市西大寺新町一丁目 1-15
松本工業株式会社

役員に関する事項	取締役 <u>松本修志</u>	平成29年 6月30日退任 令和 3年11月 4日登記
	取締役 <u>松本敦子</u>	平成29年 6月30日退任 令和 3年11月 4日登記
	取締役 <u>松本修志</u>	令和 3年10月20日就任 令和 3年11月 4日登記
	取締役 <u>松本敦子</u>	令和 3年10月20日就任 令和 3年11月 4日登記
	取締役 <u>松本ひろみ</u>	令和 3年10月20日就任 令和 3年11月 4日登記
	京都府相楽郡精華町桜が丘四丁目10番地6 代表取締役 <u>松本修志</u>	奈良市西大寺北町三丁目2番9号102号室 代表取締役 <u>松本修志</u>
登記記録に関する事項	奈良市西大寺北町三丁目2番9号102号室 代表取締役 <u>松本修志</u>	平成25年 8月28日住所移転 平成27年12月28日登記
	奈良市西大寺新町一丁目6番9号 代表取締役 <u>松本修志</u>	平成29年 6月30日退任 令和 3年11月 4日登記
	奈良市西大寺新町一丁目6番9号 代表取締役 <u>松本修志</u>	令和 3年10月20日就任 令和 3年11月 4日登記
	奈良市西大寺新町一丁目6番9号 代表取締役 <u>松本修志</u>	令和 3年11月 1日住所移転 令和 3年11月 4日登記
	設立	平成19年10月31日登記

奈良市西大寺新町一丁目 1-15
松本工業株式会社



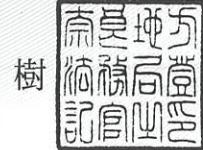
これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

(奈良地方法務局管轄)

令和 3年 11月 10日

奈良地方法務局
登記官

南 英



整理番号 D258433

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

4 / 4

松本工業株式会社 定款

令和 3 年 11 月 1 日作成



第1章 総 則

(商 号)

第1条 当会社は、松本工業株式会社と称する。

(目 的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 管工事業
2. 管継手、バルブ、その他配管用品およびこれらの組立品の販売
3. 上下水道の設計、施工
4. 建設工事の請負および設計
5. 建設コンサルタント業
6. 土木工事業
7. 建設工事に関する安全機器の販売
8. 型枠大工工事業
9. 輸装工事業
10. 外構工事請負業
11. 造園工事業
12. 建設技術のノウハウ、パテントの売買および賃貸借
13. 測量業
14. しゅんせつ工事業
15. 防水工事業
16. 不動産賃貸業
17. 不動産管理業
18. 電気照明器具、ガス器具、冷暖房設備機器、換気装置器具、給排水設備器具、給湯設備器、消防設備器具、便器、暖房器具の販売および設備工事の請負
19. 建築物の各種空間および各種商品構成のカラーコーディネート業務
20. 住宅の増改築、建替えおよび住宅リフォーム
21. 建築の材料、室内装飾品、家具照明器具、暖房器具、装身具の輸出入および販売
22. 輸入家具、輸入インテリア、輸入子ども服、小物の販売

23. ガス・水道用器具用品販売
24. 浄水処理および空気の清浄に関する機械装置および器具の販売
25. 洗面台、浴槽、トイレ、流し台等の住宅用水周り設備機器の販売
26. 洗浄剤、消臭剤、除菌剤、防カビ剤、研磨剤の販売
27. 鉄、スクラップの販売
28. 非鉄金属スクラップの販売
29. 宅地建物取引業
30. 工業所有権、コンピューター技能ノウハウ、コンピューター技術その他ソフトウェアの取得、企画および販売業
31. 古物の販売業
32. 金銭の清算業務および集金の代行業務
33. 生命保険加入見込者の紹介業務
34. 電話対応代行業務
35. 秘書、通訳、経理事務処理、コンピューターシステムの操作、技術・事務業務処理の請負
36. 介護保険法による居宅介護支援業務
37. 福祉住環境コーディネート業務
38. インターネットのホームページの企画、立案
39. インターネットを利用した各種業務並びに販売
40. クリスマスカード、年賀状、その他挨拶状、名刺の製作、販売
41. 広告、宣伝、印刷およびその企画業務並びに指導
42. コピー利用サービス業
43. 書籍、印刷物の企画、製作および出版並びに販売
44. ログハウスの建築、販売
45. インターネット上のショッピングモール開設
46. ハーブを原料とした健康食品の販売
47. ミネラルウォーター・ビタミン類の補助食品の輸入および販売
48. フランチャイズチェーンシステムによるドラッグストアー、コンビニエンスストアーの経営
49. 化粧品の販売
50. 清涼飲料水、酒類の販売
51. 飲食店の経営
52. 光触媒を利用した環境衛生品の販売および施工の代理店業
53. 物品販売、住宅営繕、引越、家事手伝いの受託業務
54. 機械の修理業
55. 錠前の修理交換

- 56. 料理、洗濯、買い物等の家事一般代行
- 57. 前各号に付帯する一切の業務



(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を 奈良県奈良市 に置く。



(公告の方法)

第4条 当会社の公告は、官報に掲載してする。

第2章 株式



(発行可能株式総数)

第5条 当会社の発行可能株式総数は、 200 株 とする。

(株券の発行)

第6条 当会社は、その株式に係る株券を発行しない。



(株式の譲渡制限)

第7条 当会社の発行する株式の譲渡又は取得について、株主又は取得者は株主総会の承認を受けなければならない。

(相続人等に対する売渡請求)

第8条 当会社は、相続、合併その他の一般承継により当会社の譲渡制限の付された株式を取得したものに対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿記載事項の記載又は記録の請求)

- 第 9 条 当会社の株式の取得者が株主の氏名等の株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、当会社所定の書式による請求書にその取得した株式の株主として株主名簿に記載若しくは記録された者又はその相続人その他的一般承継人と株式の取得者が署名又は押印し、共同して請求しなければならない。ただし、法務省令で定める場合には、株式取得者が単独で上記請求をすることができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、利害関係人の利益を害するおそれがないものとして法務省令に定める場合には、株式取得者が単独で株主名簿に記載又は記録することができる。

(質権の登録および信託財産の表示の請求)

- 第 10 条 当会社の発行する株式につき質権の登録、変更若しくは抹消又は信託財産の表示若しくは抹消を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印しなければならない。

(手数料)

- 第 11 条 前 2 条の請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならぬ。

(基準日)

- 第 12 条 当会社は、毎事業年後末日の最終株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主(以下、「基準日株主」という。)をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使することができる株主とする。
ただし、当該基準日株主の権利を害しない場合には、当会社は、基準日後に募集株式の発行、合併、株式交換又は吸収分割等により株式行使することができる株主と定めることができる。
- 2 前項のほか、株主又は質権者として権利行使すべき者を確定するため必要があるときは、取締役の決定により、臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日を 2 週間前までに公告するものとする。

(株主の氏名等の届出)

第 13 条 当会社の株主および登録株式質権者又はそれらの法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、氏名又は名称、住所及び印鑑を当会社に届け出なければなら ない。

2 前項の届出事項を変更したときも、同様とする。

第 3 章 株主総会

(招集時期)

第 14 条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度の翌日から 3 か月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に隨時招集する。

(招集権者)

第 15 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長が招集する。

(招集通知)

第 16 条 株主総会の招集通知は、当該株主総会で議決権を行使することができる株主に対し、5 日前までに発する。ただし、書面投票又は電子投票を認める場合には、会日の 10 日前までに発するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主の全員の同意があるときは、書面投票又は電子投票を認める場合を除き、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(株主総会の議長)

第 17 条 株主総会の議長は、社長がこれにあたる。

2 社長に事故があるときは、あらかじめ社長の定めた順序によりほかの取締役がこれに代わる。

(株主総会の議決)

第 18 条 株主総会の議決は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 19 条 株主又はその法定代理人は、当会社の議決権を有する株主又は親族を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、その場合には、総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(議事録)

第 20 条 株主総会の議事については、開催の日時および場所、出席した役員並びに議事の経過の要領およびその結果その他法務省令で定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、議長および出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、株主総会の日から 10 年間本店に備え置く。

第 4 章 取締役および代表取締役

(取締役の員数)

第 21 条 当会社の取締役は、5 名以内とする。

(取締役の選任)

第 22 条 当会社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の数の 3 分の 1 以上の議決権を有する株主が出席し、その議決権の過半数の議決によって選任する。

2 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第 23 条 取締役の任期はその選任後 10 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の時までとする。

2 補欠又は増員により選任された取締役は、他の取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役および社長)

第 24 条 当会社に取締役を複数置く場合には、代表取締役 1 名を置き、株主総会の議決をもってこれを定める。

- 2 代表取締役は、社長とし、当会社を代表する。
- 3 当会社の業務は、専ら代表取締役が執行する。

(取締役報酬および退職慰労金)

第 25 条 取締役の報酬、賞与および退職慰労金は、株主総会の決議によって定める。

第 5 章 計 算

(事業年度)

第 26 条 当会社の事業年度は年 1 期とし、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(余剰金の配当)

第 27 条 余剰金の配当は、毎事業年度末現在の最終株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行う。

(配当の除斥期間)

第 28 条 余剰金の配当がその支払いの提供の日から 3 年を経過しても受領されないとときは、当会社は、その支払い義務を免れるものとする。

第 6 章 計 算

(設立に際して出資される財産の価格)

第 29 条 当会社の設立に際して出資される財産の価格は、金 200 万円とする。

(成立後の資本金の額)

第30条 当会社の設立に際して出資される財産の全額を成立後の資本金の額とする。

(最初の事業年度)

第31条 当会社の第1期の事業年度は、当会社成立の日から平成20年3月31日までとする。

(役員の選任)

第32条 令和3年11月1日現在の役員は次の通りである。

代表取締役 松本 修志

取締役 松本 敦子

取締役 松本 ひろみ

(法令の準拠)

第33条 この定款に規定のない事項は、すべて会社法その他の法令に従う。

以上、松本工業株式会社 定款とする。

上記は、当会社の現行定款に相違ないことを証明します。

令和3年11月1日

奈良県奈良市西大寺新町1丁目1-15

松本工業株式会社

代表取締役 松本 修志

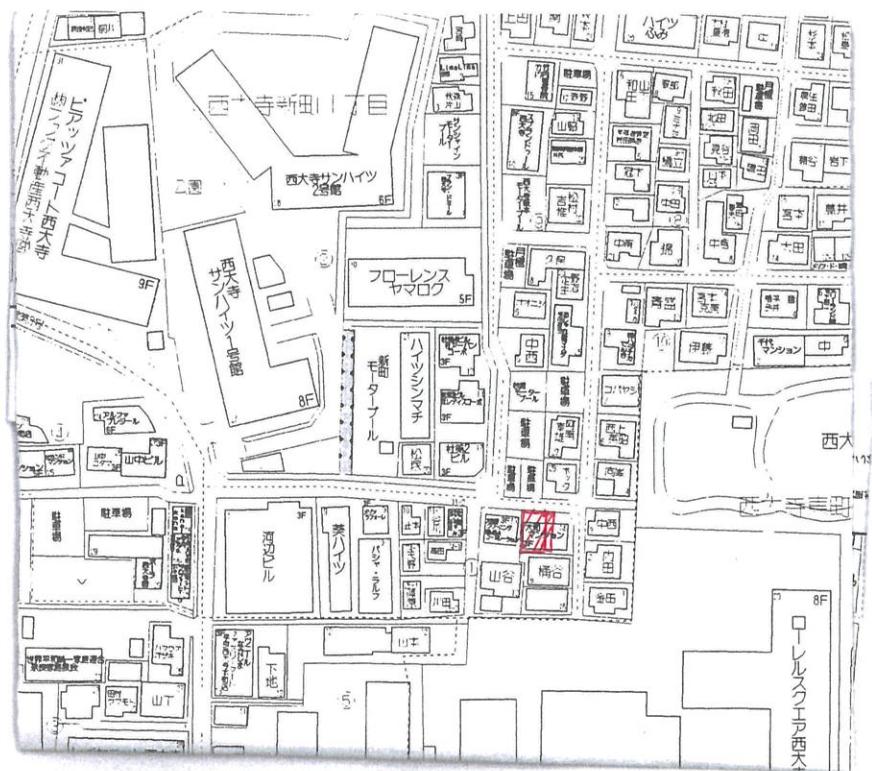
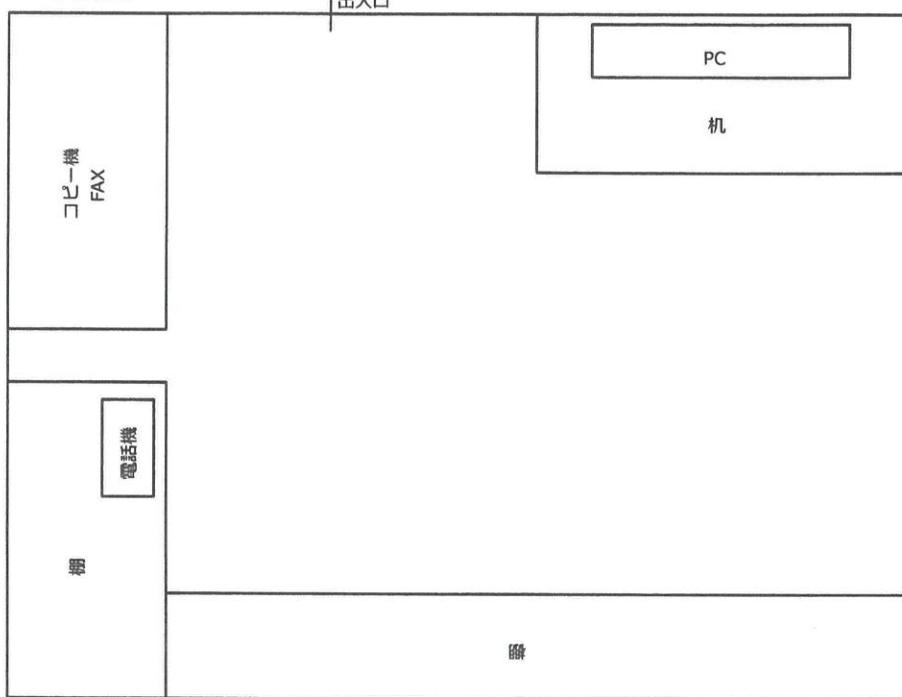


令和3年12月21日
原本に相違ありません
松本工業 株式会社
代表取締役 松本修一



松本工業株式会社
奈良市西大寺新町一丁目1-15

平面图







Mail box



松本工業株式会社



Parcel box







